

秋田市立日新小学校物品運搬作業仕様書

本仕様書は、秋田市立日新小学校現校舎（以下「現校舎」という。）から秋田市立日新小学校新校舎（以下「新校舎」という。）へ物品を運搬する作業に関する基準を定めたものである。

- 1 搬入搬出場所は、現校舎（4階建て）から新校舎（3階建て）までとする。
- 2 作業期間は、令和7年3月5日から令和7年3月26日までのうち、担当課が指定する6日間とする。

3 作業予定日、作業内容、作業員数およびトラック台数

作業予定日	作業内容	作業員数	トラック台数
3 / 5 (水)	新校舎の養生	作業に必要な人数	必要台数
7 (金)	物品運搬	11名（うち3人は運転手を兼ねること）	3台（2t）
19(水)	耐火金庫2台	作業に必要な人数	必要台数
24(月)	物品運搬	14名（うち4人は運転手を兼ねること）	4台（2t）
25(火)	物品運搬	12名（うち2人は運転手を兼ねること）	2台（2t）
26(水)	物品運搬	11名（うち1人は運転手を兼ねること）	1台（2t）

4 作業内容

- (1) 新校舎の養生部分は、別紙図面を基本とするが、作業内容に応じて範囲を調整すること。
- (2) 物品運搬は、現校舎での集積、トラックへの積み込みならびに新校舎への運搬、荷下ろしおよび設置
- (3) 耐火金庫2台（トキ：GES-118DA-TE）は、現校舎の校長室および職員室から新校舎の金庫室まで運搬

5 業務基本事項

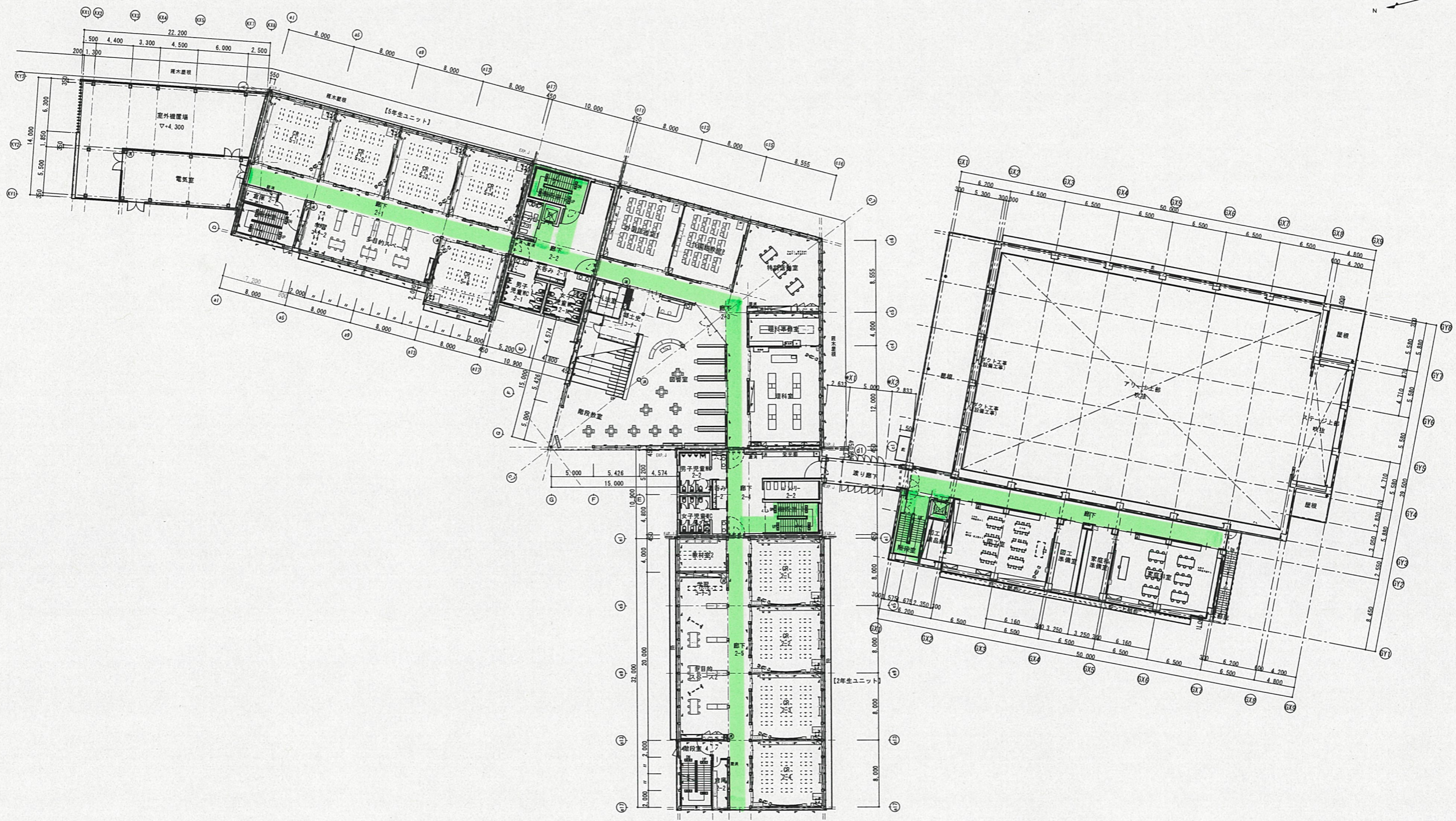
- (1) 作業時間は、午前9時から午後4時半までとし、休憩時間は、作業時間のうち1時間設けることとする。
- (2) 作業終了後、別紙「物品運搬作業検査報告書」を提出すること。
- (3) 物品の搬出および配置は、担当課および学校職員の指示のもと行う。
- (4) 作業員数およびトラック台数は、作業の進捗状況により調整を図るものとする。

6 その他

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。
- (2) 本件に係る廃棄物の処分は、受注者の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に行うこと。
- (3) 作業にあたっては、床、壁等の養生を確実にし、校舎の建物、設備等を損傷することがないように十分配慮すること。
また、損傷が生じた場合は、受注者の負担において補修、復旧すること。

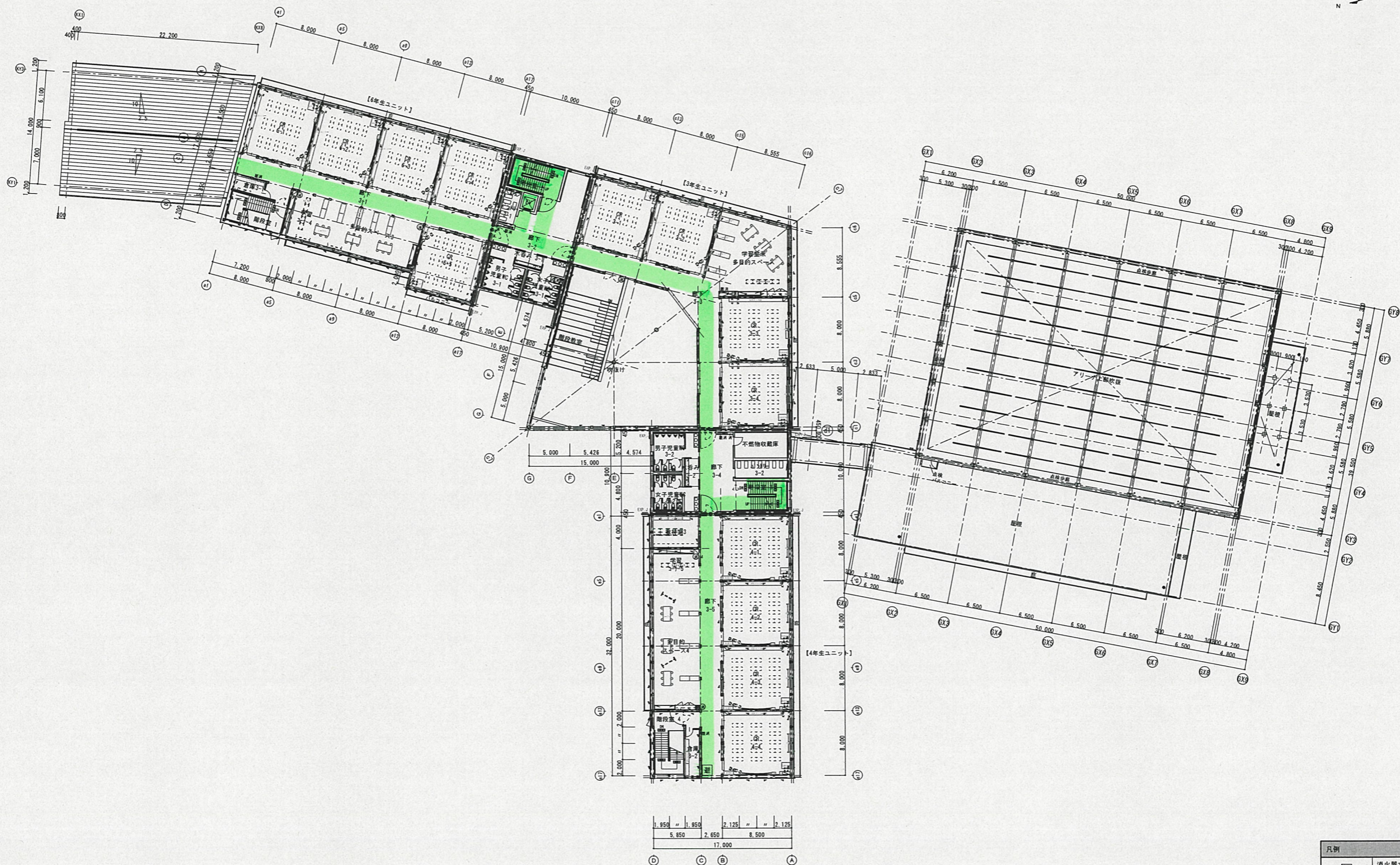


凡例	
□ (A)	消火器ボックス 埋込型 (UFB-1F-211N) (△付同部品)
○ (C)	消火器ボックス 置台型 (UFB-3F-3026) (△付同部品)
△	屋外消火栓
□ (D)	床下点検口 600×600
▽	筋かい方向



1.950	1.950	2.125	2.125
5.850	2.650	8.500	
17.000			
D	C	B	A

凡例	
☐	消火器ボックス 埋込型 (UFB-1F-211N) (±材同等品)
⊕	消火器ボックス 置台型 (UFB-3F-3026) (±材同等品)
▬	屋内消火栓
☒	床下点検口 600×600
▤	筋かい方向



1.950	1.950	2.125	2.125
5.850	2.650	8.500	
17.000			
D	C	B	A

凡例	
	消火器ボックス 埋込型 (UFB-1F-211N) (エコー同等品)
	消火器ボックス 置台型 (UFB-3F-3026) (エコー同等品)
	避難器具 (救助袋)
	屋内消火栓
	床下点検口 600×600
	筋かい方向

物品運搬作業検査報告書

		課所室長	課長補佐	副参事	担当
確認年月日		年月日			
件名	秋田市立日新小学校物品運搬作業				
契約者					
住所					
商号・名称					
代表者名					
本件責任者					
担当者					
連絡先					
検査の結果					
上記のとおり報告いたします。					
年月日					
課所室名 教育委員会総務課					
確認者					
秋田市長 穂積 志 様					